

Q23

決済用貯金につき、農水産業協同組合は貯金者データ等の整備において何をしなければならないのですか。

Ans.

農水産業協同組合の破綻時に貯金保険機構に提出する貯金者データには、どの貯金口座が「決済用貯金」に該当するかを識別する情報を収録することとなり、農水産業協同組合はこのための貯金者データ及びシステムの整備を平時から行っておく必要があります。

Q24

農水産業協同組合による貯金者データの整備が不十分な場合、どのような影響がありますか。

Ans.

- ① 貯金保険機構は、破綻農水産業協同組合から提出を受けた貯金者データを基に名寄せ（貯金者ごとの付保貯金額の算定等）を行います。したがって、貯金者データに不備があったり、データが揃っていなかった場合は、破綻農水産業協同組合等から再度データの提出を受け、改めて名寄せを行うこととなり、当該貯金者に対する保険金の支払や付保貯金の払戻しに時間を要することになります。
- ② また、資金援助方式による破綻処理に際しても、名寄せができないと、救済農水産業協同組合に承継されるべき貯金等が決まらないため、救済農水産業協同組合に対する資金援助ができず、ひいては迅速な信用事業譲渡等に支障をきたすことになります。
- ③ このように、貯金者データの整備が遅れていた場合には、広範囲にわたって影響が及ぶことが避けられないため、各農水産業協同組合は、法令に基づいて貯金保険機構が定めた「機構指定フォーマット」に沿った貯金者データ及びシステムの整備を、日頃から行うことを義務付けられています。
このため、農水産業協同組合から法人の設立年月日等や個人の生年月日等の照会が行われることがありますので、貯金者の皆様のご協力が必要となります。